

宇土市インターネット公有財産（自動車）売却（以下「公有財産売却」といいます。）を御利用いただくには、以下の誓約書と別添の公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます。）をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインとK S I官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

以下を誓約いたします。

宇土市が実施する公有財産売却に係る一般競争入札への参加申込みにあたり、下記の事項を誓約します。これらが事実と相違することが判明、又はこれらに違反することが生じた場合には、直ちに貴市の指示に従い、貴市に損害が生じた場合は、補償その他一切の責任をとるとともに、貴市に対し、一切異議、苦情などの申し立てを行いません。

記

- 1 私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。また、その者を代理人といたしません。
- 2 私は、宇土市暴力団排除条例（平成23年宇土市条例第36号）第2条第1号から第4号までのいずれかに該当する者ではありません。
- 3 私は、暴力団及び暴力団員の依頼を受けて入札に参加及び応募しようとする者ではありません。
- 4 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と貴市に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
 - (9) 暴力的、法的な責任を超えた不当な要求行為を行わないこと。
- 5 私は、貴市の公有財産売却に係る「公有財産売却ガイドライン」、「入札説明書」、「入札公告」、「売買契約書」の各条項を熟覧し、及び貴市の現地説明、入札説明など

を傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴市に対し一切の異議、苦情などは申しません。